

鹿屋市避難拠点施設の指定に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、大規模災害時における中長期の避難生活に対応するための機能・設備を備えた避難拠点施設の指定に関して、必要な事項を定めるものとする。

(指定の基準)

第2条 避難拠点施設は、次の各号の全てを満たすもの基本に指定するものとする。

- (1) 耐震化新基準に適合した既存の公共施設であること。
- (2) 災害用備蓄品を備蓄できるスペースがあること。
- (3) バリアフリー化されていること。
- (4) 炊事場、シャワー施設、空調設備等の生活機能を有していること。
- (5) 敷地の内外に収容人数に応じた駐車スペースが確保できること。

(指定する施設数)

第3条 避難拠点施設は、概ね中学校区に1施設を指定するものとする。

(避難所利用に関する協定)

第4条 他機関が所管する施設を避難拠点施設に指定する場合は、当該施設の管理者と「避難所施設利用に関する協定」を締結するものとする。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成24年12月1日から施行する。